

水門・排水機場等維持管理業務委託仕様書

本仕様書は委託者と受託者との間において、業務委託契約（以下「業務」という。）をするにあたり必要な事項を示すものであり、これを適正かつ確実に履行しなければならない。

1 総則

1-1 業務の目的

本業務は浦安市の示す方針に従い、千葉県が管理する境川東正・副水門（以下「東水門」という。）境川西正・副水門（以下「西水門」という。）、猫実（2・3号）水門（以下「猫実水門」という。）、堀江水門及び猫実排水機場、堀江排水機場、境川排水機場、並びに猫実川浄化ポンプ（取・排水）（以下「猫実川浄化ポンプ」という。）、堀江川浄化ポンプ（取・排水）（以下「堀江川浄化ポンプ」という。）の公共的使命の重要性及び特殊性を念頭におき、平常時及び大雨・台風・地震・津波・高潮等の自然災害や火災・爆発・漏油の事故等の緊急事態に備えて、水門・排水機場等のすべてにおいて配備体制を確立させ、維持管理業務を円滑に遂行するとともに、各施設の機能を十分発揮できるよう機械・電気設備等の保守点検を行い、良好な状態を維持し、猫実排水機場に24時間365日常駐により、河川水位及び気象の状況を常時監視し、時期を失することのないよう水門及び排水機場等の運転操作監視業務を適正かつ確実に履行し、水害から市民の生命財産を守ることを目的とする。

1-2 業務の概念

本業務を行うにあたっては、委託者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の業務総括責任者1名、副総括責任者1名を専任させ、かつ常に専従にて従事する適正な人員配置を行い、最高技術を発揮するよう務めるとともに、適正かつ確実にこれを行わなければならない。

1-3 履行期間

履行期間は令和6年9月1日より令和9年8月31日までとし遵守すること。

1-4 仕様書等

本業務を行うにあたり、本仕様書の他、関係図書及び仕様書、指針及び千葉県が定める水門及び排水機場操作規程並びに猫実・境川東西水門操作指針等を適用するものとする。

1-5 業務の指示

受託者は、業務の遂行にあたっては、常に委託者及び関係各機関及び関係者と十分に連絡を取り合い、その指示に従い業務の円滑な推進を図るため、対応しなければならない。また、必要な手続き等は迅速に行わなければならない。

1-6 事故・災害等の防止

受託者は、障害その他事故・災害等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、関係法規及び各水門及び各排水機場操作規程等を守り、円滑にこれを行わなければならない。

1-7 非常時の対応

受託者は、非常事態が発生した時は、適切かつ迅速な措置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、受託者はその経過を随時委託者に報告し、指示を受け、また、それに従うものとする。

2 業務

2-1 計画準備

業務目的・内容を把握し、技術的方針及び配置計画の立案をするとともに、業務の実施に必要な諸準備を行う。

2-2 業務対象施設

本業務の対象施設は、以下のとおりであり、別添位置図に示す。

1) 水門

(所在地は千葉県操作規程より)

名 称	所 在 地
境川東(正・副)水門	東野一丁目2番
境川西(正・副)水門	猫実五丁目7番
猫実(2,3号)水門	北栄四丁目1番1号
堀江水門	堀江五丁目11番

2) 排水機場

名 称	所 在 地
猫実排水機場	北栄四丁目1番1号
堀江排水機場	堀江五丁目11番17号
境川排水機場	東野一丁目2番1号

3) 浄化ポンプ

名 称	所 在 地
猫実川浄化ポンプ(取水)	当代島一丁目 30 番
猫実川浄化ポンプ(排水)	北栄四丁目 1 番 1 号
堀江川浄化ポンプ(取水)	東野一丁目 2 番 1 号
堀江川浄化ポンプ(排水)	堀江五丁目 11 番 17 号

4) その他付随する施設

2-3 施設の概要

各施設の概要を別紙に記す。

3 業務内容

3-1 境川東水門・西水門・猫実水門・堀江水門

- 1) 水位及び気象の状況により時期を失することのないよう水門の操作を、適正かつ確実に行わなければならない。また、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断で行わなければならない。さらに、委託者の指示による水門の操作又は河川水位設定等についても適正かつ確実に行うものとする。
- 2) 境川東水門及び西水門については、毎年年末に翌年の水門操作予定表を作成し、委託者に提出し、その予定表をもとに操作を行うものとする。
- 3) 水門の操作を行ったときは、その日時及び水位の状況等を記録し、データ管理するとともに、月初めに委託者に報告書を提出するものとする。
- 4) 1日1回巡回し施設（附属施設及び附属品含む。）及び各機器の異常の有無を確認する日常点検（計測器の調整、給油、消耗品の交換、清掃）を行うとともに、毎月1回以上水門の管理運転を含む定期点検を行い、また、軽微な修繕、整備、草刈等を行い、異常の有無を検査し、常に良好な状態に維持しなければならない。また、月初めに委託者に点検表を提出するものとする。
なお、場内外の清掃及び整理整頓は常に実施しなければならない。
- 5) 県による点検、工事等が実施される際は必ず立会いを行い、その結果を速やかに委託者に報告を行うものとする。
- 6) 水門の操作及び維持管理上異常ないし不備を認めたときは、迅速に適切な措置を講じるとともに、遅滞なく委託者に報告し、指示を受け、また、それに従うものとする。

- 7) 水門（正水門）の開門中は、常に巡視し注意するものとする。
 - 8) 管理上支障となる船の係留、その他の行為をさせてはならない。また、敷地内への関係者以外の者の立ち入り等をさせてはならない。なお、関係者以外の者の立ち入り等があった場合は、積極的に排除するものとする。建屋等は確実に閉錠しなければならない。
 - 9) 高潮警報が発表されたとき及び震度5弱以上の地震が観測されたとき（電力供給が停止となった場合及び津波のおそれが無い旨の情報が気象庁より発表された場合を除く。）津波注意報以上が発表されたとき（警報以上の津波の到達予想時刻までに概ね1時間以上の余裕がない場合を除く。）については、水門の閉鎖を行わなければならない。ただし、操作上危険が予想される場合はこの限りではない。なお、詳細については別紙水門操作指針による。
 - 10) 境川東・西（正・副）水門の休止フックは使用禁止とする。
 - 11) その他操作詳細については、境川東西水門、猫実水門操作指針及び各水門及び各排水機場操作規程による。
- 3-2 猫実排水機場・堀江排水機場・境川排水機場
- 1) 水位及び気象の状況により時期を失することのないよう排水機場の操作を適正かつ確実に行わなければならない。また、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断で行わなければならない。さらに、委託者からの指示による河川水位設定による運転操作についても適正かつ確実に行うものとする。
 - 2) 排水機場の操作を行ったときは、その日時及び水位の状況等を記録し、データ管理するとともに、月初めに委託者に報告書を提出するものとする。また、自動運転により稼動した実績についても報告するものとする。
 - 3) 1日1回巡回し、施設（付属施設及び付属品含む。）及び各機器の異常の有無を確認する日常点検（計測器の調整、給油、消耗品の交換、清掃）を行うとともに、毎月1回以上排水機場の管理運転を含む保守点検（補機等の作動確認等）を行い、異常の有無を検査し、軽微な修繕、整備等を行い、常に良好な状態に維持しなければならない。また、月初めに委託者に点検表を提出するものとする。なお、場内外の清掃及び整理整頓は常に実施しなければならない。
 - 4) 県による点検、工事等が実施される際は必ず立会いを行い、その結果を速やかに委託者に報告を行うものとする。

- 5) 排水機場の操作及び維持管理上異常ないし不備を認めたときは、迅速に適切な措置を講じるとともに、遅滞なく委託者に報告し、指示を受け、また、それに従うものとする。
- 6) 敷地及び河川区域内の環境を常に良好な状態に維持するため、定期的な清掃、ごみ取り、除草、樹木剪定等を行うとともに、清掃・除草等により発生した廃棄物については、委託者指定の施設まで運搬し適正かつ安全に処理するものとする。強剪定が必要な場合は委託者と対応を協議するものとする。また、除塵スクリーンについては、降雨時は目詰りが予想されることから、常に緊急時に備えごみの除去を行い排水に支障をきたさないようにし、スクリーン周辺や集積箇所の清掃もその都度行うものとする。
なお、引揚げたごみは委託者指定の施設まで運搬し適正かつ安全に処理するものとする。
- 7) 管理上支障となる船の係留、その他の行為をさせてはならない。また、敷地内及び沈砂池への関係者以外の者の立ち入り等をさせてはならない。なお、関係者以外の者の立ち入り等があった場合は、積極的に排除するものとする。建屋等は確実に閉錠しなければならない。
- 8) その他操作詳細については、各水門及び各排水機場操作規程による。
- 9) 猫実水門及び猫実排水機場については、市川市及び関係各機関並びに関係者と連携を密にし、必要に応じて協議調整を図り、その指示に従い業務の円滑な推進を図るため対応しなければならない。なお、緊急時は共同して対応にあたるものとする。また、市川市長と浦安市長とで締結の別紙覚書に基づき操作及び維持管理を行うものとし、本覚書については必要の都度更新があるが、それに従うものとする。
- 10) 猫実川・堀江川・境川の各水位が各排水機場の操作規定による最高水位を超えることが予想される場合には、遅滞なく委託者に連絡を行うこと。

3-3 猫実川浄化ポンプ・堀江川浄化ポンプ

- 1) 運転は基本的に自動運転とし、委託者の指示により運転・停止又は運転時間設定等を適正かつ確実にを行うものとする。また、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断で行わなければならない。
- 2) 運転時間をデータ管理するとともに、月初めに委託者に報告書を提出するものとする。

- 3) 1日1回巡回し、施設（附属施設及び附属品含む。）及び各機器の異常の有無を確認するとともに、各浄化ポンプの外観、電流、電圧等について確認し、毎月1回以上定期点検を行い異常の有無を検査し、軽微な修繕、整備、清掃、草刈等を行い、常に良好な状態に維持しなければならない。また、月初めに委託者に浄化ポンプ点検表を提出するものとする。
- 4) 県による点検、工事等が実施される際は必ず立会いを行い、その結果を速やかに委託者に報告を行うものとする。
- 5) 浄化ポンプの操作及び維持管理上異常ないし不備を認めたときは、迅速に適切な措置を講じるとともに、遅滞なく委託者に報告し、指示を受け、またそれに従うものとする。

3-4 その他

契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分理解し、効果的かつ、経済的に施設の管理、運転・操作等を行うこと。また、受託者は業務日誌を調整しその他必要な事項を記載しなければならない。

なお、委託者より臨機要求の書類等の提出については、速やかに作成し提出しなければならない。

4 人員の資格

業務を円滑に遂行するため、配置する人員については以下の技術資格を有する者を各1名以上専従にて配置しなければならない。

1) ポンプ施設管理技術者（2級以上）

日常及び緊急時におけるポンプ施設の管理において、基本的な維持管理能力を有するため。

2) 第二種電気工事士

日常及び緊急時におけるポンプ施設の管理において、技術的な維持管理能力を有するため。

3) 危険物取扱者（乙種4類）

A重油・軽油・ガソリンの取り扱いを有するため。

4) 甲種防火管理者

施設の防火に関する管理・監督を有するため。

5) 小型移動式クレーン技能講習修了者

水流せき止めに使用する角落しの設置に伴い、クレーン操作を有するため。

- 6) 床上操作式クレーン技能講習修了者
猫実・堀江排水機場に設置してあるクレーン操作を有するため。
- 7) 玉掛技能講習修了者
クレーン操作を有するため。
- 8) 刈払機取扱者技能講習修了者
施設の除草を行うため刈払機の操作を有するため。
- 9) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
貯留ピット等での作業を有するため。

5 人員の配置

受託者は、猫実排水機場を拠点とし、年間昼夜問わず水門・排水機場等に、平常時及び大雨・台風・地震・津波・高潮等の自然災害や火災・爆発・漏油の事故等の緊急事態に備えて、水門・排水機場等のすべてに適正な人員を配置し、迅速かつ的確に業務の遂行をしなければならない。

また、3の業務を円滑かつ確実に遂行するため、人員を確保しなければならない。ただし作業に必要な人数は特に定めないものとする。

5-1 業務総括責任者及び副総括責任者の選任

受託者は、業務総括責任者及び副総括責任者を選任し、氏名、年齢、経歴等を記載した選任届を委託者に提出しなければならない。

なお、業務総括責任者及び副総括責任者の選任に当たっては、下水道法第22条第2項の規定に基づく下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ専門的な知識を有し、また、優れた管理能力があり業務を円滑に遂行する能力を有する者を選任するものとする。

5-2 業務総括責任者の職務

- 1) 契約書、仕様書及びその他の関係書類により業務目的、内容を十分理解し、常に現場の状況等を把握し、事故防止に努め、業務を適正かつ円滑に遂行すること。
- 2) 委託者との連絡を密にし、指示事項等の遂行に努め、業務従事者に周知・徹底を図ること。
- 3) 現場の最高責任者として業務従事者の指導監督を適切に行うこと。
- 4) 各施設機器等に対し、業務従事者の技術の向上、習得に努めること。
- 5) 各施設のパトロール等を実施し、労働災害防止の周知・徹底を図ること。
- 6) 故障等異常事態並びに緊急事態が発生した時、また、発生する恐れがある場合は、適切かつ迅速な処理を講じるとともに、昼夜問わず

委託者に報告、連絡し、指示を受け、またそれに従うこと。

7) 報告書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

5-3 副総括責任者の職務

副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確に判断ができる者とする。

5-4 業務従事者

業務従事者は基礎的な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者とする。

5-5 業務従事者の報告

受託者は、業務従事者となった者の氏名、年齢、経歴、業務分担等を記載した業務従事者届を提出しなければならない。また、従事しなくなる場合は、その旨を速やかに委託者に報告するものとする。

5-6 業務総括責任者、副総括責任者、業務従事者の退場

委託者が、業務総括責任者、副総括責任者、業務従事者を、業務上不適格と認めた場合は、受託者は速やかに当業務から退場させ、速やかに代行者を業務に従事させるものとする。

5-7 労務管理

業務従事者の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し、勤務させなければならない。

なお、受託者は業務従事者の労務管理の一切の責任を負うものとする。また、本業務の公共的使命の重要性及び特殊性を念頭におき、常に対処できる体制を整えておかなければならない。

5-8 業務従事者の安全衛生管理

受託者は、安全衛生教育を実施し、労働災害防止対策の徹底に努めるものとする。

なお、業務上危険が伴う作業については、業務従事者に対し、常に労働安全の指導と向上を図り事故防止に努め、自ら安全対策を講じるとともに、安全作業の徹底を図り、業務上の事故についての一切の責任を負うものとする。また、定期的に施設の整理・整頓を行い常に安全な状態にしておくこと。

5-9 危険物の取扱い

危険物を取扱いの伴う作業は、有資格者が従事しなければならない。

6 施設

6-1 施設の保全

構造物（ドア、窓、シャッター、換気、空調、給排水、照明等）等の施設の保全に努め、修繕可能なものは行うものとする。

なお、修繕に必要な工具類は受託者の負担で備えるものとする。また、受託者は毀損・汚損等を発見した際、速やかに委託者へ報告し、その原因が乙の過失と判断された場合は、責任をもって速やかに復旧しなければならない。

6-2 火災の防止

施設の火災を未然に防止するため、火気取扱い責任者を選任し、火気取扱い者選任届を提出するものとする。

なお、火気取扱い責任者は、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させるものとする。

6-3 警備及び盗難防止

常に施設の状況及び状態を把握し十分な監視を行い、盗難及び侵入者の防止に努め、場内を適時監視し警備しなければならない。

6-4 必要工具・材料及び経費等の負担

施設及び機器等の軽微な修繕、整備、清掃、草刈、樹木剪定及び施設の維持・保全等に必要な工具等については、受託者の負担で備えなければならない。

なお、本業務に必要な材料及び特殊なものは、委託者と協議の上決定するものとする。また、貸与品を損傷、又は紛失した場合には、受託者がこれを弁済する。

受託者が自ら使用する備品・業務履行に必要な消耗品等及び安全管理器具類の費用については、受託者の負担とする。

7 書類

7-1 提出書類

受託者は、本業務契約締結後、また、毎年度初めの14日以内に下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 業務総括責任者及び副総括責任者の選任届
- 4) 業務従事者届
- 5) 緊急連絡体制表

- 6) 勤務体制表
- 7) 火気取扱い者選任届
- 8) 各種有資格者証明書（免許証等の写し）

7-2 報告書

受託者は、毎月の業務が完了したときは、下記の報告書等の整理を行い、翌月の月初めに提出しなければならない。

なお、書式については、別紙1 水門・排水機場操作報告書作成要領、別紙2 排水機場等点検要領、別紙3 千葉県報告要領により作成するものとする。

- 1) 作業報告書
- 2) 操作報告書（日誌）及び実績表（各水門・排水機場等）
- 3) 日常・定期・保守・月点検記録表（各水門・排水機場等）
- 4) 燃料残量、水道使用量検針表、冷却水補給量・時間表、地下タンク漏えい点検・残量測定表、燃料小出し槽送油日報、燃料小出し槽送油月報及び地下タンク残量表、冷却水補給日報（各排水機場）
- 5) 月点検表（各排水機場：千葉県書式）
- 6) 自家発電設備点検表（各排水機場：千葉県書式）
- 7) 勤務体制予定表及び実績表
- 8) その他必要な書類

8 連絡・協調

受託者は管理業務の施行にあたっては、関係各機関及び関係者と十分に連絡を取り合い、管理業務の円滑な推進を図らなければならない。また、必要な手続きも迅速に行わなければならない。

なお、関係官公署等から連絡を受けたときは、その旨を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

9 業務の調査等

委託者が必要と認めるときは、受託者に対して業務の処理状況等につき調査し、又は報告を求めることができ、受託者は速やかにそれに従うものとする。

10 業務委託料の支払

業務委託料の支払いは、前月の報告書における検査合格後、毎月（完了）払いとする。

11 業務の引継ぎ

受託者は業務開始日までに、委託者の指示により前年度までの受託者

と円滑に業務（運転操作及び管理状況等の技術的指導及び特筆すべき事項及び事務全般）の引継ぎを行わなければならない。また、受託者においては、委託期間満了に伴う次期受託者への業務の引継ぎも委託者の指示により、円滑に行わなければならない。

12 資料の引き渡し

受託者は年度の終了時点で前年度に作成した操作報告書（日誌）及び実績表等のデータを電子ファイルにて提出を行うものとする。また、委託者よりその他臨機要求の書類についても、速やかに提出しなければならない。

13 受託条件

本業務の目的及び施設の公共的使命の重要性及び特殊性を十分理解が必要であり、当該施設の状況を把握した上で、過去 10 年間に同種業務（排水機場及び下水道処理施設・汚水ポンプ場の維持管理）連続して 6 年以上元請けとして契約した実績を有するもので、3 の業務に対し専任で配置させ、適正かつ確実に履行できるものとする。

14 損害

本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）による費用は、受託者が負担するものとする。また、受託者の責任において解決するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由による損害は、委託者の負担とする。

15 再委託の禁止

受託者はこの契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

16 秘密の保持等

受託者は本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。

17 その他

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた場合については、必要に応じて双方協議の上定めるものとする。

猫実水門及び猫実排水機場

操 作 規 程

千 葉 県

第1章 総則

第1条 通則

この規程は、猫実1、2、3号水門（以下「水門」という）及び猫実排水機場（以下「機場」という。）の管理、操作方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 施設の概要

機場及び水門の概要は別紙のとおりである。

第2章 水位

第3条 水位の基準

機場等の操作に関し基準とする水位は操作室に設置してある水位計による標示とする。

第4条 最高水位

最高水位は次のとおりとする。

市川側内水位 A. P+1.20m

浦安側内水位 A. P+0.70m

第5条 最低水位

最低水位は次のとおりとする。

市川側内水位 A. P-2.30m

浦安側内水位 A. P-2.30m

第3章 操作

第6条 水門の操作

1、2号水門は潮位下降時において外水が遊水池に逆流しない時点で開け、潮位上昇時、遊水池水位より低い時点で閉鎖するものとする。

3号水門は、浦安市側ポンプ又は、市川市側ポンプが故障等により必要な場合のみ操作を行うが、このときの水位差は0.7m以下にしてから行うこと。

第7条 機場の操作

原則として内水位は、浦安側 A. P+0.7m 以下、市川側 A. P+1.2m 以下に保つよう操作をするものとする。ただし、必要以上に水位を下げないこととする。

降雨時において、必要あると思われる場合は、同条ただし書の規定にかかわらず水位を A. P-2.3m まで下げることができるものとする。

第4章 維持及び管理

第8条 巡視

乙は、毎日1回以上巡視を行い、施設の異常の有無を調査し、異常を認めた場合には直ちに必要な措置を講じ、操作に支障をきたさないようにする。

第9条 保守、点検、整備

乙は水門及び機場の諸機械について、毎月2回以上、定期的に点検整備を行い、あわせてジーゼル機関により排水機の試運転を行うこと。

(運転時間はおおむね1時間とする。)

第5章 記録及び報告

第10条 操作日誌

乙は、機場等の操作を行ったときは、下記事項を記録しておくものとする。

- 1) 水門、機場等の操作の開始及び終了の年、月、日、時刻、操作の事由
- 2) 気象状況
- 3) その他特記すべき事項（初期水位及び運転終了時の水位）

第11条 報告

乙は、水門及び機場等に異常を認めた場合は、直ちに甲、市川市役所及び葛南土木事務所に報告し対策を仰ぐこと。

覚 書

市川市長（以下「甲」という。）と浦安市長（以下「乙」という。）は、千葉県知事の管理する猫実水門及び猫実排水機場（附属施設及び付属品を含む。以下「水門及び排水機場」という。）の操作及び維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

1. 甲と乙は、この覚書に基づいて、千葉県知事と水門等管理委託契約を締結するものである。

（受託の主体）

2. 受託の主体は甲と乙とし、甲については市川側の水門及び排水機場、乙については浦安側の水門及び排水機場とし、共通する附属施設等は共同して行うものとする。

（維持管理）

3. 甲と乙は、水門及び排水機場の維持管理を行い、常に良好な状態を保つように努めるものとする。

（操作）

4. 甲と乙は、千葉県が別に定める操作規程により操作するものとし、水位及び気象の状況により時期を失することのないように水門及び排水機場を操作するものとする。

ただし、緊急の場合は、甲・乙共同してこれにあたるものとする。

（点検業務など）

5. 甲と乙は、毎月1回以上水門及び排水機場の運転操作、点検、清掃及び巡視を行い、また、軽微な修繕、整備、草刈等を行い常に良好な状態を維持するものとする。

なお、異常を認めた場合は、遅滞なく千葉県葛南土木事務所に報告するものとする。

(操作日誌の調整)

6. 甲と乙は、操作日誌を調整し、第4項及び第5項の事項、その他の必要な事項を記載するものとする。

(共通する維持管理費の内訳)

7. 共通する維持管理費は、電気・水道料金、燃料費、浄化槽の点検委託料、法定検査・清掃手数料等とする。

(維持管理費の請求及び負担)

8. 甲と乙は、水門及び排水機場の維持管理費を各々が千葉県に請求し、維持管理費にあてるものとする。なお、共通する維持管理費については乙が支払い、千葉県に請求し、維持管理費にあてるものとする。

ただし、千葉県の管理委託費に不足が生じた場合は、負担比率に応じて共通する維持管理費を負担するものとする。

(共通する維持管理費の負担比率)

9. 甲・乙排水区域面積は次のとおりとし、共通する維持管理費は区域面積比に応じて負担するものとする。

(1) 市川市	2. 1 1 k m ²	6 4 %
(2) 浦安市	1. 1 8 k m ²	3 6 %

(損害)

10. この覚書に定めた処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）による経費及び責任は、各々の負担とするが、水門等管理委託契約第5条により千葉県の責に帰すべき事由による損害は、千葉県の負担とする。

(協議事項)

11. この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとし、また、本覚書に定めた事項を変更する場合も同様とする。

(有効期間)

12. この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から1年間とする。

ただし、この期間満了までに甲乙の一方又は双方から覚書内容について

変更等の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この覚書を証するために正本を2通作成し、双方が記名押印のうえ各1通を保持するものとする。

令和6年3月31日

甲 市川市長 田 中 甲

乙 浦安市長 内 田 悦 嗣

境川排水機場管理操作規程

千葉県

第1章 総則

第1条 通則

この規程は境川排水機場（以下「機場」という）の管理、操作の方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 施設の概要

前条に掲げる機場等の概要は別紙のとおりとする。

第2章 水位・洪水・高潮等

第3条 水位の基準

機場等の操作に関し、基準とする水位は、機場等に設置してある水位計による水位標とする。

第4条 最高「維持・管理」水位

最高「維持・管理」内水位は、A. P+0.60m とする。

第5条 洪水高潮時

洪水とは、江戸川上流に降雨があつて、境川西水門位置で A. P+0.60m を越えるおそれがあり、かつ境川地域一帯に降雨があり、浦安地域に重大な事態が発生する恐れがあるときをいう。

高潮時とは、台風・地震等種々な気象天然現象により、潮位が A. P+0.60m を越し、著しくあがるおそれのあるときをいう。

第6条 平常時

平常時とは、洪水時および台風・地震等種々の天然現象以外の時とする。

第3章 洪水時、高潮時の操作

第7条 洪水時、高潮時の警戒体制

乙は、機場等の管理操作に関連のある洪水、高潮、注意報、又は、洪水、高潮警報が発せられたとき、又は、その他必要とみなされるときは、警戒体制をとらなければならない。

第8条 洪水・高潮警戒体制時における措置

乙は、前条の規定により、洪水・高潮警戒体制をとったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

1. 甲及び関係各機関との連絡ならびに、気象水象に関する観測、及び情報の収集を密にすること。
2. 洪水、高潮の継続期間及び洪水量の時間的变化を予想して、内水の排水計画をたてること。

3. 洪水時の内水排除を行うために必要な設備の点検、及び整備を行うこと。

第9条

乙は、洪水時において内水が A.P+0.60m を越えるおそれがあると認めるときは、機場等を操作して、洪水の排水を行わなければならない。この場合においては、次の事項について勘案するものとする。

甲及び関係各機関並びに気象予測情報提供機関等から得られる気象、水象等の状況。

第10条 洪水・高潮警戒体制の解除

乙は、洪水、高潮警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には甲に報告後、これを解除しなければならない。

第4章 平常時の維持管理

第11条

洪水時、高潮時等異常潮位下で機場弁を運転する以外に、平常時において、潮の干満により潮位が A.P+0.60m 以上になるときは、水門を閉め必要に応じ、機場の運転をしなければならない。

なお、この場合は洪水時に準拠する。

第12条 巡視

乙は、毎日1回以上機場等を巡視し、設備の異常の有無を管理日誌に記録し、異常を認めた場合はただちに報告し補修を行い、緊急時に支障のないよう管理しなければならない。

第13条 保守、点検、整備

乙は、洪水の排水に関連のある、諸機械について、毎月1回定期的に点検整備を行い、約1時間の試運転を行わなければならない。

第14条 機場等、操作の記録

乙は、機場等の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

1. 機場等の操作の開始および終了の年月日、時刻、操作の事由、内容、及び排水量
2. 気象及び水象の状況
3. 操作に伴う連絡に関する事項
4. その他特記すべき事項

第15条 報告

乙は機場等の操作を行った場合は、その旨を、甲に報告しなければならない。

また、異常を認めた場合も同様に、報告しなければならない。

第16条 雑則

乙は、上記事項を厳守するとともに、あわせて千葉県自家用工作物保守規程も守らなければならない。

堀江排水機場および水門に関する管理操作規程

千葉県

第1章 総則

第1条 通則

この規程は、堀江排水機場および水門（以下「機場等」という）の管理、操作の方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 施設の概要

前条に掲げる機場等の概要は別紙のとおりとする。

第2章 水位、洪水、高潮等

第3条 水位の基準

機場等の操作に関し基準とする水位は、水位計による水位標とする。

第4条 最高水位

最高水位は次の値とする。

水位計の読み A. P+0.63m

第5条 洪水、高潮時

洪水時とは、江戸川上流に降雨があつて機場位置で A. P+0.63m を越えるおそれがあり、かつ堀江川一帯に降雨があり浦安地域に重大な事態が発生するおそれがあるとき。

高潮時とは、台風、地震等種々な気象天然現象により潮位が A. P+0.63m を越し著しくあがるおそれのあるとき。

第6条 平常時

平常時とは、洪水時高潮時以外の時とする。

第3章 洪水時・高潮時の操作

第7条 洪水、高潮、警戒体制

乙は機場等の管理操作に関連のある洪水・高潮、注意報、又は洪水、高潮警報が発せられたとき、又はその他必要とみなされるときは警戒体制をとらなければならない。

第8条 洪水・高潮警戒体制時における措置

乙は、前条の規程により洪水高潮警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

1. 甲及び関係各機関との連絡ならびに気象・水象に関する観測および情報の収集を密にすること。
2. 洪水、高潮の継続時間および洪水量の時間的变化を予測して内水の排水計画をたてること。

3. 洪水時の内水排除を行うために必要な設備の点検および整備を行うこと。

第9条 洪水の排水

乙は洪水時において、内水が A.P+0.63m をこえるおそれがあると認めるときは、機場等を操作して洪水の排水を行わなければならない。この場合においては次の事項について勘案するものとする。

甲及び関係各機関、気象予報情報提供機関等から得られる気象、水象等の状況。

第10条 洪水、高潮警戒体制の解除

乙は、洪水、高潮警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には甲に報告後、これを解除しなければならない。

第4章 平常時の維持管理

第11条 平常時の運転

洪水、高潮等異常潮位下で機場等を運転する以外に、大潮時等において地盤沈下等により低地帯になったところで洪水のおそれのある場合には洪水時等と同様運転しなければならない。

尚この場合は洪水時に準拠する。

第12条 巡視

乙は、毎日1回以上機場等を巡視し、設備の異常の有無を管理日誌に記録し、異常を認めた場合は、ただちに報告し補修を行い緊急時に支障のないよう管理しなければならない。

第13条 保守、点検、整備

乙は、洪水の排水に関連のある、諸機械について、毎月1回定期的に点検整備を行い、試運転を行わなければならない。なお、点検項目については別紙点検要領による。

第14条 機場等、操作の記録

乙は、機場等の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。なお、報告書の作成については作成要領による。

1. 機場等の操作開始及び終了の年月日、時刻、操作の事由内容、および排水量
2. 気象および水象の状況
3. 操作に伴う連絡に関する事項
4. その他特記すべき事項

第15条 報告

乙は、機場等の操作を行った場合は、その旨を甲に報告しなければならない。

又異常を認めた場合も同様報告しなければならない。

第16条 雑則

乙は、上記事項を厳守するとともにあわせて千葉県自家用工作物保安規程をも守らなければならない。

猫実水門操作指針

千葉県（以下「甲」という。）と浦安市（以下「乙」という。）は、猫実水門（以下「水門」という。）の開閉操作についての操作条件、連絡体制、避難場所等について定める。

（操作条件）

第1条 乙は以下の場合には水門等の閉鎖を行わなければならない。
ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りでない。

- （1）高潮警報が発表されたとき。
- （2）水門等が所在する地域において震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- （3）津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたとき。

ただし、遠隔操作ができない水門にあって、警報以上の津波の到達予想時刻までに概ね1時間以上の余裕がない場合を除く。

- （4）その他水門等操作規則が定められている場合はそれに従う。

（緊急時の特例）

第2条 乙は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条の規定に関わらず、必要の限度において水門の閉鎖を行うことができる。

（危険が予想される場合）

第3条 第1条の危険が予想される場合とは以下の場合とする。

- （1）越波が予想される場合。
- （2）堤防・道路等が損壊しており、水門まで安全に到着できない場合。
- （3）内水被害が予想されている場合。

（関係機関への連絡）

第4条 乙は第1条により水門を閉鎖した場合には、別表の連絡体制により関係機関へ連絡するものとする。また、危険が予想され、閉鎖ができなかった場合についても同様に連絡するものとする。

(水門の開度)

第5条 平常時の水門の開度は以下の通りとする。

常時閉鎖

(避難場所)

第6条 水門の閉鎖を行った後の乙の避難場所は以下のとおりとする。

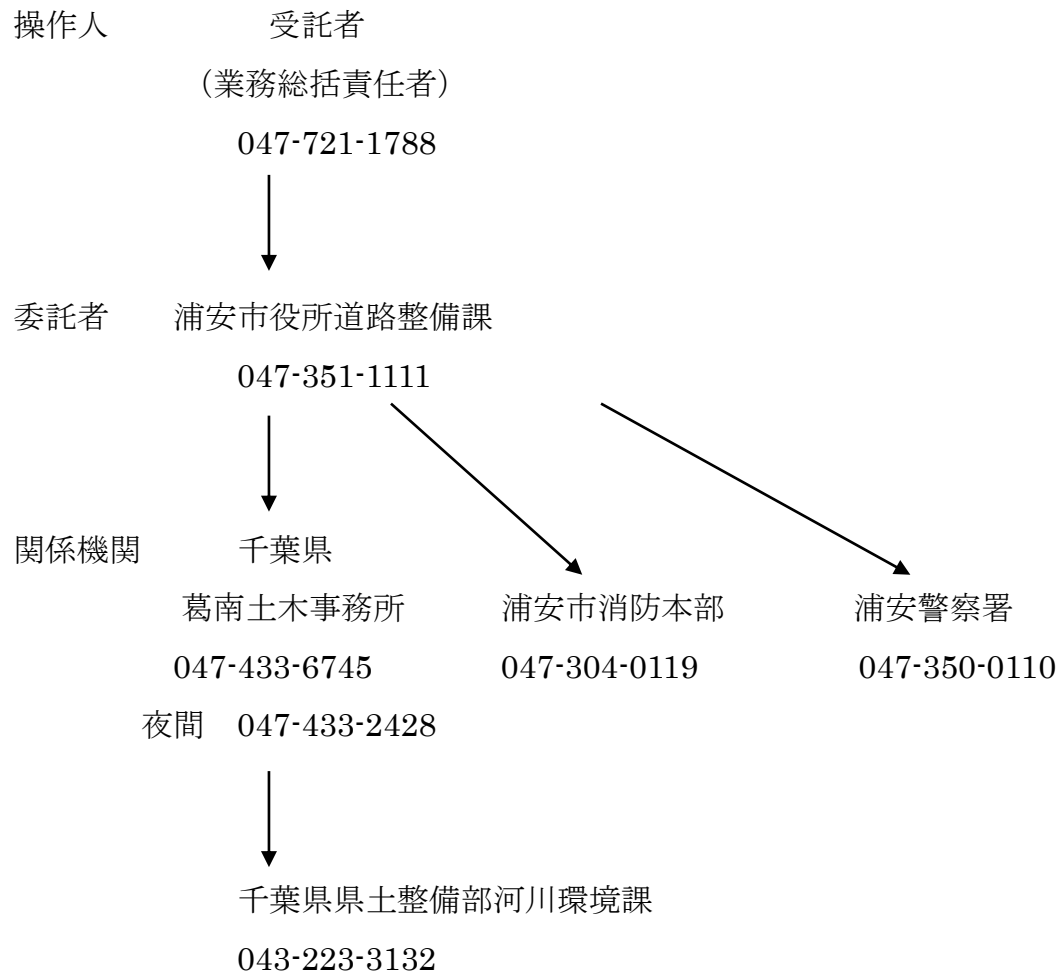
猫実水門 浦安市北栄4-1-1 猫実排水機場

(交通等の注意)

第8条 乙は、水門の操作を行う場合は、周辺の交通、船舶の航行に十分注意すること。

別表

連絡体制図



境川東西水門操作指針

千葉県（以下「甲」という。）と浦安市（以下「乙」という。）は、境川東西（正・副）水門（以下「水門」という。）の開閉操作についての操作条件、連絡体制、避難場所等について定める。

（操作条件）

第1条 乙は以下の場合には水門等の閉鎖を行わなければならない。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りでない。

- （1）高潮警報が発表されたとき。
- （2）水門等が所在する地域において震度5弱以上の地震が観測されたとき。
ただし、電力供給が停止となった場合を除く。
- （3）津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたとき。
ただし、遠隔操作ができない水門にあって、警報以上の津波の到達予想時刻までに概ね1時間以上の余裕がない場合を除く。
- （4）その他水門等操作規則が定められている場合はそれに従う。

（緊急時の特例）

第2条 乙は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条の規定に関わらず、必要の限度において水門の閉鎖を行うことができる。

（危険が予想される場合）

第3条 第1条の危険が予想される場合とは以下の場合とする。

- （1）越波が予想される場合。
- （2）堤防・道路等が損壊しており、水門まで安全に到着できない場合。
- （3）内水被害が予想されている場合。

（関係機関への連絡）

第4条 乙は第1条により水門を閉鎖した場合には、別表の連絡体制により関係機関へ連絡するものとする。また、危険が予想され、閉鎖ができなかった場合についても同様に連絡するものとする。

(水門の開度)

第5条 平常時の水門の開度は以下の通りとする。

正水門	半開
副水門	常時全開

2 洪水、内水被害等が予想されている場合は操作規則に従うものとする。

(水門等の閉鎖解除)

第6条 乙は水門の閉鎖を行った後、その必要がなくなったときには速やかに操作規則に従うものとする。

(避難場所)

第7条 水門の閉鎖を行った後の乙の避難場所は以下のとおりとする。

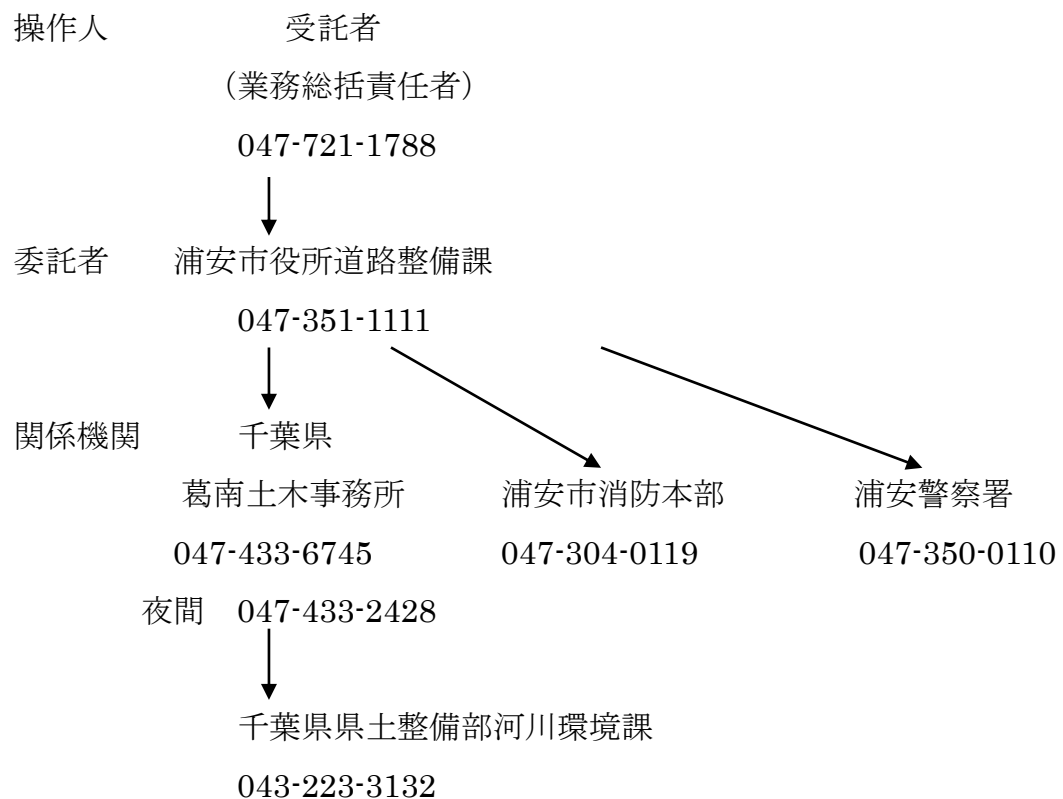
境川東西水門 浦安市北栄4-1-1 猫実排水機場

(交通等の注意)

第8条 乙は、水門の操作を行う場合は、周辺の交通、船舶の航行に十分注意すること。

別表

連絡体制図



別紙 1

水門・排水機場操作報告書作成要領

操作等報告書の作成については、以下に掲げる書式に準じ行うものとする。

1. 水門・排水機場等維持管理業務作業報告書（別紙による）
2. 水門操作報告書（別紙による）
3. 水門操作報告書（堀江）（別紙による）（操作時のみ提出）
4. 排水機場操作報告書（猫実・境川・堀江排水機場共通）（別紙による）
5. 浄化ポンプ稼働報告書（別紙による）
6. その他必要な書類
 - ・ 水門開閉操作実績表（別紙による）
 - ・ 各排水機場ポンプ運転実績表（別紙による）

水門・排水機場等維持管理業務委託

作業報告書

令和〇年〇月

日	曜日	天気	作業（業務）内容
1	月	晴	※作業内容を詳細に記入。
~			
31			

水門操作報告書

境川〇水門操作日報

令和〇年〇月

日	曜日	天気	正水門						担当者	副水門						担当者									
			操作時刻		開放時間	開放時		閉鎖時		点検	操作時刻		開放時間	開放時			閉鎖時		点検						
			開放	閉鎖		電圧 V	電流 A	電圧 V			電流 A	○ ・ ×		開放	閉鎖		電圧 V	電流 A		電圧 V	電流 A	○ ・ ×			
1	月	晴	○:○	○:○	○時間○分																				
~																									
31																									
計			○日		○時間○分																				

水門操作報告書

堀江水門操作日報

令和〇年〇月

日	曜日	天気	担当者	操作時刻		閉鎖時間
				閉鎖	開放	
			〇〇	○:○	○:○	○時間○分
計				○日		○時間○分

※操作時のみ提出

排水機場操作報告書

〇〇排水機場 操作日報 令和〇年〇月分

操作日 (曜日)	天気	操作者	〇号エンジン (〇m/秒) 操作時間			〇号電動 (〇m/秒) 操作時間			操作前水位 A. P		操作後水位 A. P	
			始動	停止	稼働時間	始動	停止	稼働時間	内水位	外水位	内水位	外水位
1日(〇)			〇時〇分	〇時〇分	〇時間〇分	〇時〇分	〇時〇分	〇時間〇分	±〇m	±〇m	±〇m	±〇m
~												
31日(〇)												
操作日数小計			操作回数		小計	操作回数		小計	操作回数合計		合計	
〇日			〇回		〇時間〇分	〇回		〇時間〇分	〇回		〇時間〇分	
〇月操作日数合計			操作回数		合計	操作回数		合計	操作回数総合計		総合計	
〇日			〇回		〇時間〇分	〇回		〇時間〇分	〇回		〇時間〇分	

浄化ポンプ稼働報告書

令和〇年〇月分

日 (曜日)	天気	猫実川浄化ポンプ (取水)		猫実川浄化ポンプ (排水)		堀江川浄化ポンプ (1号取水)	堀江川浄化ポンプ (2号取水)	堀江川浄化ポンプ (排水)
		号機	稼働時間	号機	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間
1日(〇)			〇時間〇分		〇時〇分	〇時間〇分	〇時間〇分	〇時間〇分
~								
31日(〇)								
合計		〇時間〇分		〇時間〇分		〇時間〇分	〇時間〇分	〇時間〇分

※猫実川浄化ポンプ (取水) : 24時間手動運転。旧江戸川水位+0.4m以下手動停止。強雨時 (レベル1以上) 手動停止。
 ※猫実川浄化ポンプ (排水) : 猫実川内水位 (-1.70m~-1.80m) 自動運転。(操作盤内、積算時間計)
 ※堀江川浄化ポンプ (1号取水) : タイマー運転 (8時~20時)。境川外水位 (+0.55m以上) 自動運転。降雨観測自動停止。主ポンプ運転自動停止。
 ※堀江川浄化ポンプ (2号取水) : 境川外水位 (+0.6m以上) 自動運転。降雨観測自動停止。主ポンプ運転自動停止。
 ※堀江川浄化ポンプ (排水) : 堀江川水位 (-1.40~-1.75m) 自動運転。
 以上、令和27年1月1日現在。

令和〇年度 水門開閉操作実績表

年 月	境川東水門				境川西水門			
	正水門		副水門		正水門		副水門	
年 月	回 数	開放時間	回 数	閉鎖時間	回 数	開放時間	回 数	閉鎖時間
令和〇年								
4 月	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分
~								
12 月								
令和〇年								
1 月								
~								
3 月								
合計	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分	〇回	〇時間〇分

令和〇年度 排水機場ポンプ操作実績表

年 月	猫実排水機場			境川排水機場			堀江排水機場		
	日数	回数	運転時間	日数	回数	運転時間	日数	回数	運転時間
令和〇年									
4 月	〇日	〇回	〇時間〇分	〇日	〇回	〇時間〇分	〇日	〇回	〇時間〇分
~									
12 月									
令和〇年									
1 月									
~									
3 月									
合計	〇日	〇回	〇時間〇分	〇日	〇回	〇時間〇分	〇日	〇回	〇時間〇分

別紙2

排水機場等点検要領

本業務の点検項目については以下に準じ行うものとする。

1. 境川東西水門定期点検表 正（副）水門（別紙による）
2. 猫実排水機場保守点検報告書（別紙による）
3. 境川排水機場保守点検報告書（別紙による）
4. 堀江排水機場保守点検報告書（別紙による）
5. 浄化ポンプ点検表（別紙による）
6. その他必要な書類
 - ・各排水機場地下タンク燃料残量表、水道使用量検針表、冷却水補給量表
【参考様式】
 - ・各排水機場地下タンク漏えい点検表、残量測定表（別紙による）
 - ・燃料小出し槽送油日報（別紙による）
 - ・燃料小出し槽送油月報及び地下タンク残量表（別紙による）
 - ・各排水機場冷却水補給日報（別紙による）

境川東西水門定期点検表

正水門

点検日: 令和 年 月 日 点検者:

点検項目		点検内容	点検結果		備考
			東	西	
外観点検	扉 体	目視点検			
	そ の 他	目視点検			
開閉装置	ワイヤーロープ	目視点検			
	歯 車	目視点検			
	軸 受	目視点検			
電気系統	下限リミット動作	動作確認			
	上限リミット動作	動作確認			
	操 作 盤	表示ランプ・各メーター			
		開動作	閉動作		
		東	西	東	西
	電 圧 (V)				
	電 流 (A)				
	所要時間 (分)				

境川東西水門定期点検表

副水門

点検日: 令和 年 月 日 点検者:

点検項目		点検内容	点検結果		備考
			東	西	
外観点検	扉 体	目視点検			
	そ の 他	目視点検			
開閉装置	ワイヤーロープ	目視点検			
	歯 車	目視点検			
	軸 受	目視点検			
電気系統	下限リミット動作	動作確認			
	上限リミット動作	動作確認			
	操 作 盤	表示ランプ・各メーター			
		開動作	閉動作		
		東	西	東	西
	電 圧 (V)				
	電 流 (A)				
	所要時間 (分)				

猫実排水機場保守点検報告書

(1/3)

点検日：令和 年 月 日 点検者：

機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考								
1号エンジンポンプ	エンジン部	本体					2号エンジン部	エンジン部	本体					2号エンジン部	エンジン部	本体					
		配管							配管							配管					
		オイル							オイル							オイル					
		クリーナ							クリーナ							クリーナ					
		温度							温度							温度					
		計器類							計器類							計器類					
		Vベルト							Vベルト							Vベルト					
	ポンプ部	本体					ポンプ部	ポンプ部	本体					ポンプ部	ポンプ部	本体					
		接続部							接続部							接続部					
		温度							温度							温度					
		グラウンド部							グラウンド部							グラウンド部					
		オイル							オイル							オイル					
		グリス							グリス							グリス					
	吐出弁	駆動部					吐出弁	吐出弁	駆動部					吐出弁	吐出弁	駆動部					
		バルブ本体							バルブ本体							バルブ本体					
		グラウンド部							グラウンド部							グラウンド部					
		動作							動作							動作					
		その他							その他							その他					
			現場操作盤							現場操作盤											
	1号電動ポンプ	ポンプ部	本体					2号電動ポンプ	ポンプ部	本体					2号電動ポンプ	ポンプ部	本体				
			オイル							オイル							オイル				
配管							配管							配管							
シール・グラント							シール・グラント							シール・グラント							
その他							その他							その他							
駆動部		本体					駆動部	駆動部	本体					駆動部	駆動部	本体					
		グリス							グリス							グリス					
		電流							電流							電流					
		始動装置							始動装置							始動装置					
		その他							その他							その他					
吐出弁		駆動部					吐出弁	吐出弁	駆動部					吐出弁	吐出弁	駆動部					
		バルブ本体							バルブ本体							バルブ本体					
		グラウンド部							グラウンド部							グラウンド部					
		動作							動作							動作					
		その他							その他							その他					
		現場操作盤							現場操作盤												
1号共通監視操作盤							2号共通監視操作盤														
受電用監視操作盤							補機用監視操作盤														
高圧自立盤							低圧動力自立盤														

猫実排水機場保守点検報告書

(3/3)

不具合（不良・故障）箇所一覧

境川排水機場保守点検報告書

(1/2)

点検日：令和 年 月 日 点検者：

機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	
1号電動ポンプ	ポンプ部	本体					2号電動ポンプ	ポンプ部	本体					
		オイル							オイル					
		配管							配管					
		シール・グランド							シール・グランド					
		その他							その他					
	駆動部	本体							駆動部	本体				
		グリス						グリス						
		電流						電流						
		始動装置						始動装置						
		その他						その他						
	吐出管	駆動部							吐出管	駆動部				
		バルブ本体						バルブ本体						
		グランド部						グランド部						
		動作						動作						
		その他						その他						
現場操作盤							現場操作盤							
非常用発電機	1号	本体					冷却水ポンプ	1号	本体					
		配管							配管					
		オイル							その他					
		温度						2号	本体					
		動作							配管					
		電流							その他					
		計器						3号	本体					
		冷却水							配管					
	その他					その他								
現場操作盤						発電機		本体						
真空ポンプ	1号	本体					補助	配管						
		配管						本体						
	2号	本体						配管						
		配管						その他						
真空タンク														
重油移送ポンプ	1号	本体					空気槽	主タンク						
		配管						補助タンク						
	2号	本体						コンプレッサー1号						
		配管						コンプレッサー2号						
	小出槽							エアボックス						
現場操作盤						現場操作盤								
監視操作盤						取水ポンプ	ポンプ							
高圧自立盤							配管							
低圧自立盤							操作自立盤							

境川排水機場保守点検報告書

(2/2)

補給一覧表

	1	2	3	4	5	6	7	8	合計	備考
補 充 日	○日									
A重油（小出槽）	○ℓ									
補 充 日	○日									
冷却水（地下水槽）	○m ³									

不具合（不良・故障）箇所一覧

堀江排水機場保守点検報告書

(1/4)

点検日：令和 年 月 日 点検者：

機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考
1号エンジンポンプ	エンジン部	本体					3号エンジンポンプ	エンジン部	本体				
		配管							配管				
		オイル							オイル				
		クリーナ							クリーナ				
		温度							温度				
		計器類							計器類				
		Vベルト							Vベルト				
	ポンプ部	本体						ポンプ部	本体				
		接続部							接続部				
		温度							温度				
		グラウンド部							グラウンド部				
		オイル							オイル				
		グリス							グリス				
	吐出弁	駆動部						吐出弁	駆動部				
		バルブ本体							バルブ本体				
		グラウンド部							グラウンド部				
		動作							動作				
		その他							その他				
	現場操作盤							現場操作盤					
	現場操作盤							現場操作盤					
2号エンジンポンプ	エンジン部	本体					4号エンジンポンプ	エンジン部	本体				
		配管							配管				
		オイル							オイル				
		クリーナ							クリーナ				
		温度							温度				
		計器類							計器類				
		Vベルト							Vベルト				
	ポンプ部	本体						ポンプ部	本体				
		接続部							接続部				
		温度							温度				
		グラウンド部							グラウンド部				
		オイル							オイル				
		グリス							グリス				
	吐出弁	駆動部						吐出弁	駆動部				
		バルブ本体							バルブ本体				
		グラウンド部							グラウンド部				
		動作							動作				
		その他							その他				
	現場操作盤							ポンプ操作盤					
	監視操作盤							監視操作盤					

堀江排水機場保守点検報告書

(2/4)

機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	機器名	部品名	点検項目	良否	測定値	作業内容	備考	
4号電動ポンプ	ポンプ部	本体					重油移送ポンプ	1号室内	本体					
		オイル						2号室内	配管					
		配管						1号室外	本体					
		シール・グランド						2号室外	配管					
		その他							旧館小出槽1					
	駆動部	本体							旧館小出槽2					
		グリス							新館小出槽					
		電流							1～3号現場操作盤					
		始動装置							4号操作盤					
		その他												
	吐出弁	駆動部						浄化ポンプ	動作					
		バルブ本体					電流							
		グランド部					積算計							
		動作					配管							
		その他					絶縁測定							
		現場操作盤					その他							
		監視操作盤					現場操作盤							
	除塵機	1～3号水路	本体						空気槽	1号	主タンク			
グリス							補助タンク							
ワイヤー							配管							
走行							その他							
動作							2号	主タンク						
ローラー							補助タンク							
操作盤							配管							
現場盤						その他								
4号水路		本体					3号	主タンク						
		グリス					補助タンク							
		ローラー					配管							
		動作					その他							
		駆動部					4号	主タンク						
	チェーン					補助タンク								
操作盤					配管									
	コンベア1号					その他								
	コンベア2号					コンプレッサー1号								
	コンベア3号					コンプレッサー2号								
ゲート機	ゲート	バルブ本体					その他							
		開度計												
		グリス												
		動作												
	その他													
	ゲートの周辺													

堀江排水機場保守点検報告書

(4/4)

不具合（不良・故障）箇所一覧

令和〇年〇月 浄化ポンプ点検表

日	天気	点検者	猫実川浄化ポンプ（取水）			猫実川浄化ポンプ（排水）			堀江川浄化ポンプ （1号取水）		堀江川浄化ポンプ （2号取水）		堀江川浄化ポンプ （排水）	
			ポンプ 号機	ポンプ 状態	ポンプ 電流値	ポンプ 号機	ポンプ 状態	ポンプ 電流値	ポンプ 状態	ポンプ 電流値	ポンプ 状態	ポンプ 電流値	ポンプ 状態	ポンプ 電流値
			号	○×	A	号	○×	A	○×	A	○×	A	○×	A
1	晴	〇〇												
~														
31														

不具合（不良・故障）箇所一覧

地下タンク燃料残量表

令和〇〇年〇〇月

		機場名	貯油箇所	貯油槽容量 (ℓ)	残量 (ℓ)
県 管 理	①	猫実排水機場	地下タンク	30,000	
	②	境川排水機場	地下タンク	4,000	
	③	堀江排水機場	地下タンク	12,000	
市 管 理	④	船塚川排水機場	小出し槽	300	
	⑤	船塚川第2排水機場	地下タンク	6,000	
	⑥	小川丸排水機場	小出し槽	1,000	
	⑦	当代島排水機場	地下タンク	15,000	
	⑧	本沢前排水機場	小出し槽	300	
	⑨	山城屋前排水機場	小出し槽	300	
	⑩	猫実4丁目排水機場	地下タンク	1,300	
	⑪	江川橋排水機場	小出し槽	200	
	⑫	五丁歩排水機場	小出し槽	390	
	⑬	堀江第2排水機場	小出し槽	12,000	

確認日 令和〇〇年〇月〇日

水道使用量検針表

(m³)

機場名	今月値	先月値	今月使用量
猫実排水機場			
境川排水機場	親メーター		
	子メーター		
堀江排水機場	親メーター		
	子メーター		
堀江排水機場 (新館)			
当代島排水機場	親メーター		
	子メーター		
猫実4丁目排水機場	親メーター		
	子メーター		
堀江第2排水機場	親メーター		
	子メーター		

確認日 令和〇〇年〇月〇日

冷却水補給量・時間表

機場名	補給量	補給時間
猫実排水機場	m ³	時間
境川排水機場	m ³	時間
堀江排水機場	m ³	時間
堀江排水機場 (新館)	m ³	時間
堀江排水機場 合計	m ³	時間

確認日 令和〇〇年〇月〇日

別紙3

千葉県報告要領

千葉県葛南土木事務所に報告する以下の書式及びその他必要な書類を作成すること。

1. 月点検表（県3 機場共通）【別紙千葉県書式による】
2. 自家発設備点検票（県3 機場共通）【別紙千葉県書式による】
3. その他必要な書類

月点検表（猫実排水機場）

記録者名 _____

点検年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 天候 〇

東京電力取引メーターの読み	
取引計器の読み (2400倍)	KWh
最大需用電力計	KW
力率 LEAD LAG	%

高圧受電盤							
電圧 V			電流 A			力率	周波数
R-S	S-T	R-T	R	S	T	%	Hz

メーターの読みについては、検針の数値を記入すること。

補機変圧器盤 200V主幹						補機変圧器盤 100V主幹					
電圧 V			電流 A			電圧 V			電流 A		
R-S	S-T	R-T	R	S	T	R-S	S-T	R-T	R	S	T

直流電源盤		
電圧	蓄電池出力	充電電流
V	A	A

点検項目	判定	点検項目	判定
※ポンプ室及び原動機室		※中央監視室	
現場盤のパイロットランプは切れていないか		各種盤類のパイロットランプは切れていないか	
ポンプ、減速機類の軸受け油量は規定量あるか		異音、異臭はないか	
エンジンオイルは規定量あるか		室内の清掃状態はどうか	
冷却水槽水位は規定量あるか			
エンジン始動用空気タンクの圧力は正常か			
コンプレッサーのドレイン抜きを行ったか			
室内の清掃状態はどうか			

※判定欄には、良=○ 要注意=△ 不良=× 印を入れること

特記事項

月点検表（境川排水機場）

記録者名 _____

点検年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 天候 ○

東京電力取引メーターの読み	
取引計器の読み(600倍)	KWh
最大需用電力計	KW
力率 LEAD LAG	%

高圧受電盤							
電圧 V			電流 A			力率	周波数
R-S	S-T	R-T	R	S	T	%	Hz

メーターの読みについては、検針の数値を記入すること。

低圧動力主幹盤						照明用主幹盤					
電圧 V			電流 A			電圧 V			電流 A		
R-S	S-T	R-T	R	S	T	R-S	S-T	R-T	R	S	T

切替盤			直流電源盤		
電圧 V			電圧	蓄電池出力	充電電流
R-S	S-T	R-T	V	A	A

点検項目	判定	点検項目	判定
※ポンプ室及び原動機室		※中央監視室	
現場盤のパイロットランプは切れていないか		各種盤類のパイロットランプは切れていないか	
ポンプ、減速機類の軸受け油量は規定量あるか		異音、異臭はないか	
エンジンオイルは規定量あるか		室内の清掃状態はどうか	
冷却水槽水位は規定量あるか			
エンジン始動用空気タンクの圧力は正常か			
コンプレッサーのドレイン抜きを行ったか			
室内の清掃状態はどうか			

※判定欄には、良=○ 要注意=△ 不良=× 印を入れること

特記事項

月点検表（堀江排水機場）

記録者名 _____

点検年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 天候 〇

東京電力取引メーターの読み	
取引計器の読み(600倍)	KWh
最大需用電力計	KW
力率 LEAD LAG	%

高圧受電盤							
電圧 V			電流 A			力率	周波数
R-S	S-T	R-T	R	S	T	%	Hz
			-	-	-		

メーターの読みについては、検針の数値を記入すること。

低圧動力主幹盤						電灯盤					
電圧 V			電流 A			電圧 V			電流 A		
R-S	S-T	R-T	R	S	T	R-S	S-T	R-T	R	S	T

DS・GPT 盤			切替盤						蓄電池設備盤			自家発用蓄電池	
電圧 V			動力変圧器二次電圧			動力変圧器二次電流			出電圧	出電流	発電電圧	電圧	電流
R-S	S-T	R-T	R-S	S-T	R-T	R	S	T	V	A	A	V	A

点検項目	判定	点検項目	判定
※ポンプ室及び原動機室		※中央監視室	
現場盤のパイロットランプは切れていないか		各種盤類のパイロットランプは切れていないか	
ポンプ、減速機類の軸受け油量は規定量あるか		異音、異臭はないか	
エンジンオイルは規定量あるか		室内の清掃状態はどうか	
冷却水槽水位は規定量あるか			
エンジン始動用空気タンクの圧力は正常か			
コンプレッサーのドレイン抜きを行ったか			
室内の清掃状態はどうか			

※判定欄には、良＝○ 要注意＝△ 不良＝× 印を入れること

特記事項

自家発電設備点検表

施設名称 排水機場

点検年

月日 令和 年 月 日 曜日 天気

	項 目	判 定	備 考
原 動 機 関 係	燃料系統からの油漏れ及び貯留	V	
	機 関 の 始 動 停 止	V	
	始 動 用 空 気 タ ン ク の 圧 力	V	
	冷 却 装 置	V	
	回 転 数	/	[r p m]
	残 燃 料	/	残 量 [ℓ] タンク容量 [ℓ]
発 電 機 関 係	音 響	V	
	回 転	V	
	過 熱	V	
	異 臭	V	
	給 油 状 況	V	
	整 流 子 ・ 刷 子 ・ 集 電 環	V	
	電 圧	/	[V]
	周 波 数	/	[H z]

判 定 : ○ 要改修 △ 修理完了 V 良好